

【別記1】

山口県内海 ただし、次の1の海域にあつては、基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)の各点を順次に結んだ線と基点(シ)と(ス)の間における大分県東国東郡姫島村姫島の周辺最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線及び基点(ス)、(セ)、(ソ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とし、2の海域にあつては基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)の各点を順次に結んだ線、基点(ソ)、(タ)、(チ)の各点を順次に結んだ線及び基点(ツ)、(テ)を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域とする。

1の海域とは次の基点(ソ)、(セ)、(ス)、(タ)の各点を順次に結んだ線以西の周防灘海域をいう。

(ア) 山口県下関市火ノ山下潮流信号所

(イ) (ア)と福岡県北九州市門司区門司崎灯台とを結ぶ線の中央点

(ウ) 山口県下関市長府宮崎町串崎東端から173度1,530メートルの点

(エ) 福岡県北九州市門司区部崎灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点

(オ) 福岡県北九州市門司区部崎灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端(北緯33度59分42秒東経131度8分1秒)とを結ぶ線の中央点

(カ) 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点

(キ) 福岡県行橋市簗島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結んだ線の中央点

(ク) 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港3号防波堤灯台とを結んだ線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結んだ線との交点

(ケ) 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点(大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端(灯台跡)に設置した標識から296度20分80メートルの点)から6度15分の線と、福岡県行橋市簗島頂上と大分県豊後高田市長崎鼻突端とを結んだ線との交点

(コ) 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結んだ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結んだ線との交点

(サ) 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結んだ線と、大分県宇佐市長洲港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結んだ線との交点

(シ) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、(コ)の点と(サ)の点とを結んだ線の延長線との交点

(ス) 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線との交点

(セ) 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結んだ線と(ソ)と(タ)とを結んだ線との交点

(ソ) 山口県光市大字室積村杵崎西端

(タ) 大分県国東市国東町富来港灯台

2の海域とは次の基点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の各点を順次に結んだ線以东の伊予灘海域をいう。

(ア) 山口県下松市笠戸島火振岬南端

(イ) 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点

- (ウ) (イ) と (オ) を結んだ線上 (イ) から 5,000メートルの点
- (エ) (イ) と (オ) を結んだ線上 (オ) から 8,000メートルの点
- (オ) 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端
- (カ) 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と山口県熊毛郡上関町祝島西端を結んだ線上見舞崎から 8,000メートルの点
- (キ) 愛媛県西宇和郡伊方町襖鼻と山口県熊毛郡上関町八島平根崎を結んだ線上襖鼻から 8,000メートルの点
- (ク) 愛媛県八幡浜市保内町夢永岬と山口県熊毛郡上関町八島洲崎を結んだ線上夢永岬から 8,000メートルの点
- (ケ) 愛媛県大洲市長浜町肱川右岸と山口県柳井市平郡島五十谷鼻を結んだ線上肱川右岸から 8,000メートルの点
- (コ) 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ 5,000メートルの点と愛媛県大洲市長浜町青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径 5,000メートルの西方円周上との交点
- (サ) 愛媛県大洲市長浜町青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- (シ) 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端を結んだ線の中央点
- (ス) 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻を結んだ線と同市怒和島アカヅワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線との交点
- (セ) 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻北端
- (ソ) 山口県大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上
- (タ) 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- (チ) 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- (ツ) 山口県下松市洲鼻突端
- (テ) 山口県下松市瀬戸岬北端

【別記2】

次の (イ) から (ル) を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- (イ) 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- (ロ) (イ) の点と大島郡周防大島町下荷内島南端とを結んだ線と柳井市阿月黒崎鼻東端と柳井市平郡赤石神社護岸西端を結んだ線 (A線) との交点
- (ハ) A線と熊毛郡上関町長島イーボ南端同郡同町横島岩戸崎南端を結んだ線の延長線 (B線) との交点
- (ニ) B線と大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上と柳井市平郡島赤崎北端を結んだ線との交点
- (ホ) 大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上
- (ヘ) 柳井市阿月黒崎北東端と大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上とを結んだ線と同町笠佐島東端と柳井市平郡島西北端とを結んだ線 (C線) との交点
- (ト) 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端と同町野島南端とを結んだ線とC線とを結んだ線との交点
- (チ) 大島郡周防大島町野島南端
- (リ) 柳井市伊保庄黒島 27.9メートル高地 (旧黒島)
- (ヌ) 柳井市烏島西端

(ル) 柳井市阿月黒崎北東端

【別記3】

次に掲げる各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点の位置

ア 山陽小野田市大字小野田本山岬南端

イ 山陽小野田市本山岬南端から行橋市叢島頂上に至る線の中央点と点ウを結ぶ線と点アと大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から29度6分20分80mの点とを結ぶ線（以下「A線」という。）との交点

ウ 宇部市丸尾崎突端から福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱から大分県宇佐市豊前長洲港導流堤燈台に至る線との交点

エ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市豊前長洲港導流堤燈台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点

オ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村姫島観音埼突端とを結ぶ線と、点カと大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端とを結ぶ線との交点

カ 防府市大字江泊竜ヶ崎突端

【別記4】

次に掲げる各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点の位置

ア 下関市火の山下潮流信号所

イ アから北九州市門司区門司埼灯台に至る線の中央点

ウ 下関市串崎突端から173度1, 530メートルの点

エ 下関市満珠島灯台から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点

オ 山陽小野田市旧宮崎鼻南端（北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点

カ 山陽小野田市本山岬南端から北九州市門司区網の鼻突端に至る線の中央点

キ 山陽小野田市本山岬南端から行橋市叢島頂上に至る線の中央点（北緯33度30分12秒、東経131度5分57秒）

ク 宇部市丸尾崎突端から福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点（以下「A点」という。）に至る線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱から大分県宇佐市豊前長洲港導流堤燈台に至る線との交点とキとを結ぶ線と、A点から6度15分の線と行橋市叢島頂上から大分県豊後高田市長崎鼻突端に至る線との交点（北緯33度43分15秒、東経131度12分11秒）からケに至る線との交点（北緯33度49分56秒、東経131度14分8秒）

ケ 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱

【別記5】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域

点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アカズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無頼島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無頼島南端を結んだ線の中央点
- ホ へと愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- ヘ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートルの点
- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から南へ5,000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ホウジロ島灯台から南へ5,000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- オ 山口県下松市笠戸島モ崎
- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

【別記6】

次の基点A、イ、ロ、C、ハ、D、E、F、Gを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(基点EとFを結ぶ線は小瀬川の中央線とする。)

基点の位置

- A 山口県岩国市灘町東洋紡岩国工場西側煙突
- B 愛媛県松山市津和地島竹ノ子島の頂上
- C 山口県岩国市甲島頂上
- D 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第2標石
- E 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第1標石
- F 山口県玖珂郡和木町大和橋中央
- G 山口県玖珂郡和木町大和橋右岸の付根
- イ 基点Aから広島県呉市倉橋町横島北東端を見通した線と基点Bから広島県大竹市白石燈台を見通した線との交点
- ロ 基点Bから広島県大竹市白石燈台を見通した線と基点Cから広島県呉市倉橋町鹿島宮ノ口鼻南端を見通した線との交点
- ハ 基点Cから広島県大竹市玖波356高地を見通した線と基点Eから基点Dを見通した線と

の交点

【別記7】

次の基点A、イ、ロ、B、ハ、C、D、E、Fを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（基点DとEを結んだ線は小瀬川の中央線とする。）

基点の位置

- A 山口県岩国市灘町東洋紡岩国工場西側煙突
- B 山口県岩国市甲島頂上
- C 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第2標石
- D 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第1標石
- E 山口県玖珂郡和木町大和橋中央
- F 山口県玖珂郡和木町大和橋右岸の付根
- イ 基点Aと広島県呉市倉橋町横島北東端を結んだ線と山口県岩国市保高島北端と広島県江田島市長島南端を結んだ線との交点
- ロ 基点Bと広島県呉市倉橋町鹿島宮ノ口鼻南端を結んだ線と山口県岩国市保高島北端と広島県江田島市長島南端を結んだ線との交点
- ハ 基点Bから広島県大竹市玖波356高地を見通した線と基点Dから基点Cを見通した線との交点

【別記8】

次のア、イ、ウ、エ、C、クの各点を順次結んだ線以西の大島郡北部海域。ただし、点イ、ウ、エ、C、キ、カ、オ、A、B及びイを順次結んだ線によって囲まれた区域にあつては、6月1日から11月30日までの期間に限る。

点の位置

- ア 大島郡周防大島町大字久賀と同郡同町大字日前との最大高潮時海岸線における境界点
- イ 点アと岩国市鞍掛島南端とを結んだ線（以下「L線」という。）と、大島郡周防大島町新宮島北端と同町我島北東端とを結んだ線の延長線（以下「M線」という。）との交点
- ウ M線と、大島郡周防大島町日良居漁港日前防波堤（1号）突端と同町飛瀬島北西端とを結んだ線の延長線との交点
- エ 大島郡周防大島町浮島黒フグリ岩頂上と同町符崎の鼻北端とを結んだ線（以下「N線」という。）と、同郡同町中小島南端と点ウとを結んだ線との交点
- オ N線と、大島郡周防大島町浮島黒フグリ岩頂上と同町乙小島頂上とを結んだ線の中央点と同町飛瀬島頂上と同町浮島丸岩ノ鼻とを結んだ線の中央点とを結んだ線との交点
- カ 大島郡周防大島町鍋島頂上と同町浮島赤崎鼻東端とを結んだ線の中央点
- キ 大島郡周防大島町満島頂上と同町浮島立石ノ鼻東端とを結んだ線の中央点
- ク 岩国市端島南端
- A 大島郡周防大島町飛瀬島頂上と同町浮島丸岩ノ鼻南端を結んだ線の中央点
- B L線と大島郡周防大島町大字久賀大崎鼻北端と同町浮島楽の江鼻西端とを結んだ線との交点
- C 基点キと基点クを結んだ線を南側に延長した線と、基点エとハンド島北端を結んだ線を東側に延長した線との交点

【別記 9】

次の点イ、ロを結んだ線と点ハ、ニ、ホを結んだ線と、点へ、トを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。

点の位置

- イ 柳井市遠崎境川河口左岸北角
- ロ 大島郡周防大島町笠佐島北西端
- ハ 大島郡周防大島町笠佐島南東端
- ニ 柳井市大島大橋第三橋脚南西角と大島郡周防大島町大島大橋第四橋脚北西角とを結んだ線の中央点
- ホ 大島郡周防大島町大字西三蒲明神鼻突端
- へ 柳井市阿月黒崎鼻東端
- ト 大島郡周防大島町大字出井法師岩頂上

【別記 10】

次のA、イ、ロ、Eを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。

点の位置

- A 大島郡周防大島町大字家房と同郡同町大字秋との最大高潮時海岸線における境界点
- B 柳井市平郡島赤崎北端
- C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- D 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標
- E 大島郡周防大島町大字外入伊崎鼻南端
- イ AとBとを結んだ線とCとDを結んだ線との交点
- ロ CとDを結んだ線とEから180度に伸ばした線との交点

【別記 11】

次のA、イ、ロ、Eを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域及び、同郡周防大島町（平成16年9月30日における同郡東和町に限る。）地先距岸1,000メートル以内の海域。

点の位置

- A 大島郡周防大島町大字家房と同郡同町大字秋との最大高潮時海岸線における境界点
- B 柳井市平郡島赤崎北端
- C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- D 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標
- E 大島郡周防大島町大字外入伊崎鼻南端
- イ AとBとを結んだ線とCとDを結んだ線との交点
- ロ CとDを結んだ線とEから180度に伸ばした線との交点

【別記12】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域

点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アカズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- ホ ヘと愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- ヘ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートルの点
- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から南へ5,000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ホウジロ島灯台から南へ5,000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- オ 山口県下松市笠戸島モ埼
- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

【別記13】

次のA、Bを結んだ線及びその延長線以東、C、D、E及びFを順次結んだ線以南、G、H、Iを順次結んだ線以南の山口県海域。

- A 柳井市平郡島西端
- B 伊予灘航路第6号灯浮標
世界測地系：北緯 $33^{\circ}42'51''$ 東経 $132^{\circ}13'02''$
日本測地系：北緯 $33^{\circ}42'39''$ 東経 $132^{\circ}13'11''$
- C 柳井市と熊毛郡上関町との境界点
- D 大島郡周防大島町下荷内島南端
- E " " 上荷内島南端
- F " " 大字戸田法師崎南端
- G " " 大字伊保田瀬戸ヶ鼻北端
- H " " 諸島北西端
- I 愛媛県松山市津和地島苺藻鼻南端

【別記14】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域のうち、別紙1に掲げる区域及び共第137号の区域を除いた区域

点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- ホ へと愛媛県大洲市長浜町青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- へ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から真方位南へ5,000メートルの点
- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から真方位南へ5,000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ホウジロ島灯台から真方位南へ5,000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- オ 山口県下松市笠戸島モ碕
- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

別紙1

次の点A、1、2、3、4、5、6、M、7、8、Nを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- 基点
- A 光市大字浅江周南流下域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱
 - B 光市大字牛島南端
 - C 防府市大字野島翁多鼻南端
 - D 熊毛郡上関町大字祝島北東端
 - E 下松市笠戸島火振崎南西端
 - F 熊毛郡平生町大字佐合島北端
 - G 光市大字牛島尾島平岩
 - H 光市大字室積村楫取崎南端
 - I 光市大字牛島尾島東端
 - J 熊毛郡上関町大字八島平根崎燈台基部
 - K 熊毛郡上関町祝島南西端

- L 熊毛郡上関町大字ホウジロ島ホウジロ燈台基部
- M 柳井市平郡ハンドウ島西端
- N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
- O 柳井市平郡榎崎南端
- P 熊毛郡上関町横島岩戸
- Q 柳井市平郡字下深野沢の池西側角
- R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

- 点 1 Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点
- 2 FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点
- 3 HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点
- 4 Lから180度3,000メートルの点
- 5 Jから160度3,000メートルの点
- 6 Jから115度4,000メートルの点
- 7 OとPとを結んだ線の中央点
- 8 MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点

【別記15】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「1の区域」という。）、ホ、へ、カ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2-1の区域」という。）、へ、ト、ワ、ヲ、カ、への各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2-2の区域」という。）及びト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「3の区域」という。）

- イ 下関市満珠島東端と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線（以下「A線」という。）と、下関市長府宮崎町串崎東端と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点
- ロ A線の中央点
- ハ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線（以下「C線」という。）と、山陽小野田市町大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点（以下「D点」という。）とロを結んだ線との交点
- ニ B線とC線との交点
- ホ C線とD点とへとを結んだ線との交点
- へ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点
- ト 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市蓑島頂上とを結んだ線の中央点
- チ リから182度8,200メートルの点
- リ 下関南東水道第4号灯浮標
- ヌ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から199度（真方位）5,300メートルの点
- ル 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度（真方位）4,500メートルの点
- ヲ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度（真方位）4,800メートルの点
- ワ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とトを結んだ線と、ルとヲを結んだ線との交点
- カ ホとヲとを結んだ線とへと中国電力新小野田発電所煙突を結んだ線との交点

【別記16】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「1の区域」という。）、ホ、へ、ト、ワ、ヲ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2の区域」という。）及びト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「3の区域」という。）

イ 下関市満珠島東端と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線（以下「A線」という。）と、下関市長府宮崎町串崎東端と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点

ロ A線の中央点

ハ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線（以下「C線」という。）と、山陽小野田市町大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点（以下「D点」という。）とロを結んだ線との交点

ニ B線とC線との交点

ホ C線とD点とへとを結んだ線との交点

へ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点

ト 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市蓑島頂上とを結んだ線の中央点

チ リから182度8, 200メートルの点

リ 下関南東水道第4号灯浮標

ヌ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から199度（真方位）5, 300メートルの点

ル 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度（真方位）4, 500メートルの点

ヲ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度（真方位）4, 800メートルの点

ワ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とトを結んだ線と、ルとヲを結んだ線との交点

※方位については、特に定めのない場合は真方位とする。

※共同漁業権番号については、令和6年1月1日付けで免許された免許番号による。